

第9号議案

会員に対する電力系統に関する資料の提出要請について
(案)

一般電気事業者及び卸電気事業者が所有する以下の資料について、本機関が行う、広域系統長期方針、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果等の妥当性の確認・検証、地域間連系線の管理、広域連系系統の作業停止計画の調整等の業務に必要なため、電気事業法第28条の42に基づき提出を求めることとする。(提出要請文書は別紙1のとおり)

[一般電気事業者及び卸電気事業者(一部の資料は対象外)に対し提出を求める資料]

- ・電力系統図
- ・送電線経過図
- ・潮流図
- ・電力設備の諸データ
- ・系統解析用データ
- ・標準化された単価・工期の目安
- ・機器配置平面図、単線結線図

また、提出された資料については、国の法令、政省令又はガイドライン、当機関の業務規程、送配電等業務指針その他の本機関の規程等に基づき、系統利用者に公表すべきとされた情報を除き、情報管理規程で定める秘密情報として管理する。

以上

(参考1) 電気事業法第28条の42

推進機関は、その業務を行うために必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

(以下略)

(参考2) 情報管理規程(案)

第3条(定義) 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 「秘密情報」とは、業務上、役職員が作成(編集を含む。以下同じ。)又は取得した情報であって、役職員が組織的に利用するものとして、本機関が保有している文書等に記録された情報のうち次に掲げる情報をいう。

- ア 本機関の機密に関する情報
- イ 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがある情報
- ウ 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関する情報
- エ 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- オ 個人情報
- カ その他本機関が秘密情報として管理する必要がある情報

第4条(情報の区分)

区分		定義	具体例
秘密情報	部外秘	他に漏らすことにより、本機関、本機関の役職員又は第三者に対して、重大な損失又は不利益が生じる、又は、そのおそれがある秘密情報であって、業務に関係する役職員のみが取り扱うことができるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・系統アクセス業務の個別の受付内容及び回答内容に関する情報 ・個人情報(機微なプライバシー情報を含むものに限る) ・系統利用者の個別の契約に関する情報 ・紛争解決業務に関する情報等
	機関外秘	他に漏らすことにより、本機関、本機関の役職員又は第三者に対して、損失又は不利益が生じる、又は、そのおそれがある秘密情報であって、本機関の役職員のみが取り扱うことができるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・本機関が締結した個別の契約に関する情報 ・個人情報(機微なプライバシー情報を含むものを除く) ・セキュリティ仕様
一般情報		秘密情報に該当しない情報	<ul style="list-style-type: none"> ・系統情報 ・本機関の策定する報告書 ・本機関の理事会、評議員会及び委員会の議事の内容 ・その他 本機関が業務規程等に基づき公表する情報等

平成27年4月1日

別記1宛て(各通)

電力広域的運営推進機関
理事長 金本 良嗣 印

電力系統に関する資料の提出について

当機関は、電気事業法第28条の42に基づき、当機関の業務に関し、下記のとおり資料の提出を求めます。

記

1 提出を求める理由

当機関が行う、広域系統長期方針、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果等の妥当性の確認・検証、地域間連系線の管理、広域連系系統の作業停止計画の調整等の業務に必要なため。

2 提出を求める資料 別紙のとおり

3 提出方法 別紙のとおり

4 提出時期 別紙のとおり

5 情報の取扱い

- ・ご提出頂いた情報については、国の法令、政省令又はガイドライン、当機関の業務規程、送配電等業務指針その他の本機関の規程等(以下「国の法令等」といいます。)に基づき、系統利用者に公表すべきとされた情報を除き、秘密情報*として管理いたします。
- ・但し、秘密情報が含まれる情報についても、国の法令等に基づき、系統利用者に対して、情報を開示することがあります。

※ 秘密情報の管理方法については、当機関の情報管理規程をご参照ください。

以上

提出・問合せ先：東京都千代田区神田神保町3-5住友不動産九段下ビル10階
電力広域的運営推進機関 計画部長(藤岡)
(電話：03-6632-0903、E-Mail：fujioka-n@occto.or.jp)

(別紙)

1. 定期的にご提出頂きたい資料

提出資料	内容	利用部署	提出時期	提出方法等
電力系統図	特別高圧以上の電力系統（送電線種（容量）、バンク容量等が記載）	計画部、運用部	定期的なデータ更新時（※1）	紙4部
送電線経過図	特別高圧以上の送電線・鉄塔・電気所等の地理的位置	計画部	同上	紙2部
潮流図（※2）	広域連系系統の第1年度、第5年度及び第10年度の各ピーク断面時における予想潮流図（運用容量も含む）	計画部	同上	紙1部（※3）
電力設備の諸データ	広域連系系統の送電線・変圧器の定格値（電圧、電流、容量・出力、故障電流の許容量等）、設備定数（インピーダンス）、建設年、設計電圧、系統の短絡容量等	計画部、運用部	同上	紙1部（※3）
系統解析用データ（※2）	第1年度、第5年度及び第10年度の広域連系系統の潮流・電圧、過渡安定度の計算、連系線運用容量の算定に必要なデータ（使用ツール：電中研CPAT H25L法、H25Y法）	計画部、運用部	同上	電子
標準化された単価・工期の目安（※2）	154KV以上の新增設工事の実績に基づく標準的な単価・工期	計画部	同上	紙1部（※3）

（※1）平成27年度においては、貴社において資料の準備ができ次第、資料をご提出ください。

（※2）卸電気事業者については対象外とします。

（※3）紙媒体に加え、データ検索できる電子媒体があれば、ご提出をお願いします。

2. 当機関の必要時にご提出を依頼する資料

提出資料	内容	利用部署	提出時期	提出方法等
潮流図	特別高圧以上の潮流図（年度及び断面（ピーク断面以外を含む）は当機関が指定する）	計画部	当機関の依頼時（※4）	都度協議
電力設備の諸データ	特別高圧以上の送電線・変圧器等の定格値（電圧、電流、容量・出力、故障電流の許容量等）、設備定数（インピーダンス）、建設年、設計電圧、系統の短絡容量等	計画部	同上	都度協議
系統解析用データ	特別高圧以上の潮流・電圧、過渡安定度、定常安定度、故障電流等が計算できるデータ	計画部、運用部	同上	電子（詳細は都度協議）
機器配置平面図、単線結線図	特別高圧以上の電気所敷地内の設備配置、電気所内の単線結線図	計画部、運用部	同上	都度協議

（※4）当機関において該当資料が必要となった場合には、その都度、当機関の利用部署から貴社に対し、資料の提出依頼をさせていただきます。

（※）提出頂いたデータ等に関して、当機関の利用部署から問合せさせて頂くことがあります。

(別記1)

北海道電力株式会社	代表取締役社長	真弓	明彦 殿
東北電力株式会社	取締役社長	海輪	誠 殿
東京電力株式会社	代表執行役社長	廣瀬	直己 殿
中部電力株式会社	代表取締役社長	水野	明久 殿
北陸電力株式会社	取締役社長	久和	進 殿
関西電力株式会社	取締役社長	八木	誠 殿
中国電力株式会社	取締役社長	苅田	知英 殿
四国電力株式会社	取締役社長	千葉	昭 殿
九州電力株式会社	代表取締役社長	瓜生	道明 殿
沖縄電力株式会社	代表取締役社長	大嶺	満 殿
電源開発株式会社	取締役社長	北村	雅良 殿